

(様式第2)

平成 年 月 日

(申請者)

殿

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター
会長 片倉百樹 印

交付決定通知書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空調機導入支援事業）
交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1. 補助金交付番号

2. 補助金交付予定額

 円

*補助金に消費税等は含みません。

3. 補助金申請日

平成 年 月 日

4. 補助事業者

法人名 又は 氏名	フリガナ		代表者名	フリガナ	
郵便番号	フリガナ				
—	都・道 府・県				
連絡先	部署名	フリガナ	担当者名	フリガナ	
設置建物の名称	フリガナ				
設置先 建物所在地	郵便番号	フリガナ			
—	—	都・道 府・県			
建物用途			建築区分	1. 新築 2. 既築	
設置台数	台				
設置規模	冷房(冷却) 能力合計	kW		暖房(加熱) 能力合計	kW

5. 交付の条件

一般社団法人日本エレクトロヒートセンター（以下「センター」という。）は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 補助事業者は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空調機導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- 補助事業者は、交付規程第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、センターに報告すべきこと。
- 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、交付規程第10条第1項に基づき、あらかじめセンターの承認を受けるべきこと。
- 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、交付規程第11条の規定に基づき、あらかじめセンターに報告し、その指示を受けるべきこと。

- (5) 補助事業者は、センターが特に必要と認めて要求したときは、交付規程第12条の規定に基づき、速やかにセンターに報告すべきこと。
- (6) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付規程第13条の規定に基づき、速やかにセンターに報告すべきこと。
- (7) 補助事業者は、センターが補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (8) 補助事業者は、センターが交付規程第17条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (9) 補助事業者は、センターが交付規程第17条第2項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、センターが指定する期日までに返還するとともに、第17条第3項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において当該期日までに返還しなかったときは、第17条第4項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵大臣省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、交付規程第19条第1項の規定に基づき、あらかじめセンターの承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第19条第1項の規定に基づき取得財産等の処分をした場合においてセンターの請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにすべきこと。
また支出額について、その支出内容を証する書類を整理して、帳簿とともに補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属するセンターの会計年度が終了した後5年間保存すべきこと。

本補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空調機導入支援事業）交付要綱第3条に基づき日本エレクトロヒートセンターに交付される国庫補助金から高効率空調機を設置しようとする方に交付するものです。

注. 補助金交付予定額は申請書の内容に基づき審査した結果による補助金の交付限度額です。
実際の交付額は、「実績報告書」に基づき確定しますので予めご了承ください。